【資料４】

令和８年度スポーツ振興事業助成　審査基準（案）

スポーツ振興事業助成金の交付に係る審査は、次により行い、その結果を踏まえ、助成財源の目的に即した助成を行う。

１　要件に関する審査

（１）交付申請書の提出

申請の手引に規定するすべての申請書類が、受付期限までに提出されていること。

（２）助成対象者の要件

交付要綱、実施要領及び申請の手引に規定する助成対象者の要件を満たすこと。

なお、上記に加え、ＪＡＤＡ加盟競技団体については、世界アンチ・ドーピング規程等を踏まえ、「競技団体所属のアスリート等に対してアンチ・ドーピングに関する啓発活動等を行うこと」を助成対象者の要件とする。

（３）助成対象事業の要件

交付要綱、実施要領及び申請の手引に規定する各助成対象事業の要件を満たすこと。

２　助成対象者に関する審査

１の要件に合致した助成対象者について、当該助成対象者の会計処理状況及び助成事業の事務処理体制に係る審査を行う。

なお、スポーツ振興くじ助成においては、スポーツくじのＰＲ協力への体制についても、審査の観点とする。（別紙１参照）

３　助成対象事業に関する審査

１の要件に合致した事業について、各助成対象事業の審査項目（別紙２参照）により審査を行う。